

内閣参質一五一第三三三号

平成十三年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 福田康夫

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員福島瑞穂君提出刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出刑事拘禁施設における懲罰の内容等に関する質問に対する答弁書

一について

刑務所、少年刑務所及び拘置所（以下「行刑施設」という。）において、平成三年から平成十二年までの各年に科された懲罰の件数は、別表一のとおりである。

二について

お尋ねの各行刑施設における平成三年から平成十二年までの各年の一日平均収容人員及び懲罰の件数は、別表二のとおりである。

三、四及び五の1について

行刑施設の長が規律違反行為者に対しいかなる種類・内容の懲罰を科するかを決定するに当たつての基準は、存在しない。

なお、行刑施設における懲罰は、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第六十条において、十二種類の方法が定められているが、このうち重屏禁<sup>へい</sup>及び減食罰については現在では科さないものとしている。

五の2について

全国の行刑施設において平成十年から平成十二年までの間に科された軽屏禁罰一件当たりの平均執行日数は、約十二・五日である。また、お尋ねの各行刑施設ごとの同期間中における同日数は、別表三のおりである。平成九年以前の件数については、これらの記録が被收容者個人ごとに編てつされており、これらを調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

#### 五の3について

軽屏禁罰の執行を受けている者の房内での動作の在り方について統一的な基準は設けていないものの、いずれの行刑施設においても、洗面、食事、用便、就寝等の起居動作をするとき以外には、背筋を伸ばし、端正な姿勢で居房の中央に座るよう指導するなどしているところである。

#### 五の4について

軽屏禁罰の執行を受けている者の運動及び入浴については、軽屏禁罰の趣旨を没却しかねないことから、原則としてこれを行わせないこととしているが、昭和二十八年九月二十五日付け矯正甲第千八十一号法務省矯正局長通達「屏禁罰の執行について」に基づき、各行刑施設において、保健上必要と認められた場合においては、運動及び入浴を行わせているところである。

六の1について

全国の行刑施設において、平成十年から平成十二年までの間に、軽屏禁罰のみを科しこれを執行した件数は一件、文書・図画閲読禁止罰のみを科しこれを執行した件数は四百五件、軽屏禁罰と文書・図画閲読禁止罰を併科しこれを執行した件数は七万五千四百六十四件である。平成九年以前の各件数については、これらの記録が被收容者個人ごとに編てつされており、これらを調査・集計することは作業が膨大なものとなるため、お答えすることは困難である。

六の2について

懲罰の種類を選択及び併科については、行刑施設の長が、懲罰審査会の意見を踏まえ、規律違反の疑いのある行為の動機・内容・態様、規律違反の行為をした疑いのある被收容者の行状・処遇経過、当該行刑施設の保安の状況等の諸事情を総合的に考慮して決定しているところであり、お尋ねの理由について一概に述べることは困難である。

六の3について

軽屏禁罰と文書・図画閲読禁止罰を併科することは、同一の規律違反行為について再度懲罰を科するも

のではなく、御指摘の基準に反するものではないと考えている。

別表一

年	懲罰の件数
平成三年	二五、八二七
平成四年	二四、九二七
平成五年	二三、二八〇
平成六年	二四、二七一
平成七年	二五、一七三
平成八年	二六、四〇三
平成九年	二七、一三〇
平成十年	二八、二一〇
平成十一年	二八、五〇四
平成十二年	三三、八二〇

札幌刑務支所											行刑施設	年	一日平均収容人員	懲罰の件数												
平成三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成十年	平成十一年	平成十二年	平成十三年	平成十四年	平成十五年	平成十六年	平成十七年	平成十八年	平成十九年	平成二十年									
一二五	一二七	一三四	一四二	一三九	一五〇	一三五	一三七	一五〇	一六六	二九一	二八四	二九三	三〇〇	一四	三六	四七	五一	六〇	四六	三五	四八	九三	一一七	一〇四	九九	一一八

旭川刑務所

宮城刑務所

平成七年	二九〇	一四八
平成八年	二八二	一七八
平成九年	二八一	一六九
平成十年	二八四	一三四
平成十一年	二六四	一〇五
平成十二年	二八四	八五
平成三年	七九一	一、三六七
平成四年	八〇五	七三一
平成五年	八二七	六六八
平成六年	八〇二	二五五
平成七年	七九二	二三八
平成八年	八一〇	二二一
平成九年	八一〇	二七三
平成十年	八七一	三二〇
平成十一年	八八八	三一五
平成十二年	九一八	三七三



千葉刑務所						栃木刑務所									
平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年
七七七	七六九	七七五	七七一	七三九	七七六	五〇四	四六四	四五二	四三一	四〇四	四一七	三八二	三五三	三六四	三八四
一八四	二〇三	一七一	二〇七	二八六	二〇七	三〇二	一八三	二〇九	一一八	九六	一二三	一六五	一五〇	一二五	一五五

府中刑務所

平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年
一、六一五	一、五一四	二、四〇五	二、二六二	二、二九六	二、二七五	二、二三四	二、二五七	二、一九二	二、二三一	二、二四三	二、一四九	九六一	九〇五	八七四	八四一
二九六	二七五	一、二四〇	一、四〇一	一、八一四	一、六一〇	一、六三三	一、七二〇	一、八八三	一、六七九	一、七六七	一、七五八	二一八	一九三	一六三	一五六

岐阜刑務所							東京拘置所								
平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年
六〇五	五八二	五八五	五八四	六〇七	六一四	六二〇	六一三	二、一七六	二、一一四	二、〇三四	二、〇五四	二、〇八四	二、〇四九	一、九五三	一、七二四
三二一	二五五	二九六	四六三	三〇三	二二四	四二九	三五八	三九一	三六一	三四九	三三五	三四五	三六五	三九〇	三九九

笠松刑務所

平成十一年	六五四	二六六
平成十二年	六一八	二二三
平成三年	三三二	一三二
平成四年	二八九	一三四
平成五年	二八六	一六一
平成六年	二九〇	一三二
平成七年	三二八	一五七
平成八年	三四三	二二九
平成九年	三七二	一九六
平成十年	四二九	一四二
平成十一年	四四〇	一二〇
平成十二年	四六一	一九七
平成三年	二、〇五二	一、五三六
平成四年	二、〇三〇	二、三三二
平成五年	一、九五〇	二、一二八
平成六年	一、八九二	二、〇六四

大阪刑務所

和歌山刑務所

平成七年	一、八三五	一、九一九
平成八年	一、八四三	一、九二七
平成九年	一、九四三	一、七一二
平成十年	一、九六五	一、五〇四
平成十一年	一、九七五	一、五〇三
平成十二年	二、〇四〇	一、五五四
平成三年	三六八	一四四
平成四年	三六〇	九八
平成五年	三三九	一二六
平成六年	三三五	一二八
平成七年	三三七	八六
平成八年	三五一	一二〇
平成九年	四二七	一八七
平成十年	四五一	二〇四
平成十一年	四七二	二六五
平成十二年	五五七	二八九

岡山刑務所						大阪拘置所									
平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年
六五八	六六九	六六五	六三九	六三四	六六一	二、〇七七	一、九五〇	一、八四四	一、六〇五	一、四三八	一、三六五	一、二六〇	一、二七七	一、二八三	一、二〇四
一七一	一三八	一四二	一二五	一三〇	一一六	三九一	三九八	四八六	五二五	三五九	四二一	三二一	二六九	三七九	二七五

岩国刑務所

平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年
六五五	六七一	三八二	三六三	三六二	二七七	二五七	二四五	一九四	一九四	一九八	一八二	七二二	七二五	七一九	六八六
二七〇	二五八	一二三	一三五	一二一	八〇	七一	八六	三一	六六	九三	九一	一六七	一四四	二一〇	一三七

徳島刑務所

麓刑務所

平成五年	六三四	二三九
平成六年	六三九	二二七
平成七年	六一二	二六一
平成八年	六一四	二九五
平成九年	六四九	二四八
平成十年	六六〇	二二五
平成十一年	六五一	二七九
平成十二年	七一五	三四四
平成三年	一九八	七一
平成四年	一九五	六三
平成五年	一七四	五三
平成六年	一六八	七五
平成七年	一六四	五六
平成八年	二〇七	五六
平成九年	一八六	四八
平成十年	二〇一	七七



熊本刑務所

平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年	平成十年	平成九年	平成八年	平成七年	平成六年	平成五年	平成四年	平成三年	平成十二年	平成十一年
五〇九	四九八	五二三	五五三	五六五	五二八	五〇六	四八六	四八一	四八二	四九〇	五〇二	五一七	五四六	二五一	二二七
一五六	一二七	九〇	一六	二四九	一八七	二七四	二四四	四一五	二一六	二〇〇	三四〇	四八九	四一七	一四七	九八

大分刑務所

平成七年	五四八	一六〇
平成八年	六〇八	二一〇
平成九年	六二三	二六四
平成十年	五九三	二〇四
平成十一年	七三二	一九〇
平成十二年	九二五	三二五

注 一日平均収容人員は、小数点第一位以下を四捨五入した。

行刑施設	軽屏禁罰一件当たりの平均執行日数
札幌刑務支所	九・六
旭川刑務所	一三・四
宮城刑務所	一二・二
栃木刑務所	五・八
千葉刑務所	一三・〇
府中刑務所	一〇・七
東京拘置所	八・四
岐阜刑務所	一四・七
笠松刑務所	一〇・〇
大阪刑務所	一五・九
和歌山刑務所	一〇・九
大阪拘置所	九・五
岡山刑務所	一三・〇
岩国刑務所	一〇・九

徳島刑務所	一五・二
麓刑務所	八・三
熊本刑務所	一四・八
大分刑務所	一一・七

注 平均執行日数は、小数点第二位以下を四捨五入した。